

## 基準 5

2023/12/26 更新

### **5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）**

2（4）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるに当たっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

認定基準5においては、専修免許状について、校種等ごとに必要最低教職専任教員数、開設科目数の規定がありますので、該当する免許状の種類的项目をしっかりと確認する必要があります。

#### **5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合**

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

#### **5-2 小学校教諭の教職課程の場合**

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

#### **5-3 中学校教諭の教職課程の場合**

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導

法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(5) i) に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) (※1) は適用しない。

幼稚園・小学校の場合はどのような科目構成であっても一律必要最低教職専任教員数は幼稚園であれば3名、小学校であれば4名ですが、中学校の場合は科目構成によって必要最低教職専任教員数が変わりますので注意が必要です。

教科に関する専門的事項の教職専任教員数の基準が適用される場合

- ・「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合
- ・「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合

各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の専任教員数の基準が適用される場合

- ・「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合ただし、どこの区分で1名必要という内容(※1の内容)については適用はありません。

#### **5-4 高等学校教諭の教職課程の場合**

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5) i) に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) (※1) は適用しない。

認定基準5-3の中学校の場合と同様です。

#### **5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合**

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

大学の同一の学科等において、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域に加え、視覚障害者に関する領域を有する場合は、共通する科目を担当し得る場合はすべての領域の教職専任教員として扱うことができます。

#### **5-6 養護教諭の教職課程の場合**

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6(3)ii)ただし書は適用しない。

幼稚園・小学校の場合はどのような科目構成であっても一律必要最低教職専任教員数は幼稚園であれば3名、小学校であれば4名ですが、養護教諭の場合は科目構成によって必要最低教職専任教員数が変わりますので注意が必要です。

養護に関する科目の教職専任教員数の基準が適用される場合

- ・「養護に関する科目」のみの授業科目を開設する場合
- ・「養護に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合

各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の教職専任教員数の基準が適用される場合

- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合
- ただし、どこの区分で1名必要という内容（4-6(3)ii)ただし書）については、適用はありません。

#### **5-7 栄養教諭の教職課程の場合**

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学

校指定規則（昭和41年文部省令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6（3）ii）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6（3）ii）ただし書は適用しない。

#### **5-8 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例**

（1）大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9（1）を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-9（2）を準用する。

認定基準5-8は専修免許状の課程における共通開設の項目になります。

（2）大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目

（イ）中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8（1）i）及びii）を準用する。

（ロ）養護に関する科目は、4-8（1）ii）を準用する。

②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8（2）を準用する。

（3）「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。

（4）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大

学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等)の教職専任教員として取り扱うことができる。

◆再課程認定質問回答集 (No.68)

Q 基礎となる学部では「高一種免(情報)」で専任教員としてカウントしている場合で、研究科専攻においては「高専免(数学)」を担当し、かつ専任教員としてカウントはできるのか。

A 課程認定基準5-8のとおり、大学の学科等有する学校種が同一の場合はそれぞれの教職課程の専任教員として取り扱うことができる。

認定基準5-8(4)は学校種の同一性を求めています、教科の同一性までは求めています。

◆再課程認定質問回答集 (No.77)

Q 専任教員数の考え方について。たとえば、A学部B学科、A学部C学科、A学部D学科の3つの学部学科で課程認定を受けている場合、A学部B学科のE教員が、A学部D学科を基とする大学院F専攻で科目を担当する場合、認定基準5-8(4)は使用できず、E教員は「専任」ではなく、「兼担」になるという見解でよろしいか。

A 大学院の基礎となる学科と異なる学科に所属している場合においては、課程認定基準5-8の適用範囲外となりB学科とC学科の教員は大学院F専攻の専任教員となることはできず、兼任教員となる。

(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。

(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等有する教職課程と異なる免許状の種類为学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

◆令和7年度開設用手引きQ&A (No.82)

Q 大学院におけるいわゆる独立研究科(基礎となる学部を持たない研究科)の専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の専任教員として

取り扱ってもよいか。

A 当該学部学科等の専任教員とすることはできない。

原則として、専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。